

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 目的の改正

この法律は、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進等を図るための基盤となる地域公共交通網の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となつていくことに鑑み、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成に関する措置等について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 地域公共交通再編事業の定義

この法律において「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る路線等の編成の変更、他の種類の旅客運

送事業への転換、自家用有償旅客運送による代替、異なる公共交通事業者等との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいうものとする。

(第二条関係)

第三 基本方針に定める事項の見直し等

一 基本方針に定める事項として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項を追加するものとする。

二 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

三 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(第二条関係)

第四 地域公共交通網形成計画の作成

一 地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の

形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができるものとする。

二 地域公共交通網形成計画に定める事項として、地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項を追加するものとする。

三 地域公共交通網形成計画においては、都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

四 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

（第五条及び第六条関係）

第五 地域公共交通再編事業

一 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通

再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

二 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域公共交通再編事業を実施する区域

2 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（3に掲げるものを除く。）

3 地方公共団体による支援の内容

4 地域公共交通再編事業の実施予定期間

5 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

6 地域公共交通再編事業の効果

7 1から6までに掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交

通省令で定める事項

三 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等の全ての同意を得なければならないものとする。

四 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならないものとする事。

五 国土交通大臣は、地方公共団体の申請に基づき、地域公共交通再編実施計画が持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする事。

六 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする事。

七 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、軌道法の特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該特許、認可若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする事。

八 地方公共団体が、地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、一般乗合旅客自動車運送

事業について道路運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

九 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるものとする。

十 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係るものを除く。十一において同じ。）について、道路運送法の事業の許可又は事業計画の変更の認可の申請があつた場合には、当該事業の経営により、地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうか等を審査しなければならぬものとする。

十一 国土交通大臣は、その全部又は一部の区間又は区域が地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営により、地域公共交通再編実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業を営む者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができるとすること。

十二 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が十一の命令に違反したときは、六月以内の期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業について道路運送法の許可を取り消すことができるものとすること。

十三 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、海上運送法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

十四 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けた場合において、当該地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割

引を行おうとするときは、あらかじめ、共同で届出をした者は、鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の規定により届出をしたものとみなすものとする。

(第二十七条の二から第二十七条の八まで関係)

第六 その他

一 国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業の実施を担保するために必要な国土交通大臣による勧告、命令等の規定を設けるものとする。

(第二十八条関係)

二 罰則に関し所要の改正を行うものとする。

(第四十三条から第四十五条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第六条及び第七条関係)